

第143期 決算公告

平成21年6月23日



福島県福島市万世町2番5号

株式会社 **福島銀行**

取締役社長 紺野邦武

貸借対照表（平成21年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け	33,067	預金	572,990
現金	11,141	当座預金	7,037
預け	21,926	普通預金	176,074
一 口 一	5,000	貯蓄預金	2,713
商 品 有 価 証	136	通知預金	1,278
商 品 地 方	136	定期預金	368,801
金 銭 の 信 託	1,738	定期積金	13,609
有 価 証 券	96,398	その他の預金	3,474
国 債	47,536	借入金	500
地 債	4,568	借入金	500
社 債	15,728	借入金	4,000
株 式 債	6,532	借入金	5,474
そ の 他 の 証 券	22,033	未決済為替借	63
貸 出 金	449,989	未払法人税等	62
引 手 形 付 付	2,429	未払費用	4,045
手 形 貸 付	43,640	前受収入	376
証 書 貸 付	363,866	従業員預り金	29
当 座 貸 付	40,052	給付補てん備	73
外 国 為 替	40	金融派生商品	0
外 国 他 店 預 け	40	その他の負債	822
買 入 外 国 為 替	0	退職給付引当	2,193
そ の 他 の 資 産	7,986	役員退職慰労引当	154
未 決 済 為 替 貸	74	睡眠預金払戻引当	44
未 収 為 替 貸 益	3,025	再評価に係る繰延税金負債	1,098
融 派 生 商 品 資	0	支払承諾	1,134
有 形 固 定 資 産	4,886	負債の部合計	587,590
建 物	13,522	（純資産の部）	
土 地	5,747	資 本	18,127
建 設 仮 勘 定	6,961	資 本 剰 余 金	5,688
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	306	資 本 準 備 金	5,688
無 形 固 定 資 産	506	利 益 剰 余 金	539
ソ フ ト ウ ェ ア	618	利 益 準 備 金	301
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	513	そ の 他 利 益 剰 余 金	238
繰 延 税 金 資 産	104	別 途 積 立 金	3,400
支 払 承 諾 見 返 金	5,841	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 3,161
貸 倒 引 当 金	1,134	自 己 株 式	△ 13
	△ 6,457	株 主 資 本 合 計	24,342
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 3,532
		土 地 再 評 価 差 額 金	616
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 2,916
資 産 の 部 合 計	609,016	純 資 産 の 部 合 計	21,426
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	609,016

損益計算書 〔 平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		14,985
資金運用収益	12,511	
貸出証券利息配当	11,065	
有価証券利息	1,296	
コルロシ	142	
預け金	7	
その他の受入	0	
役務取引等収益	1,907	
受入為替手数料	609	
その他の役務収益	1,298	
その他の業務収益	208	
外国為替売買	14	
商有価証券売却	0	
国債等債権売却	194	
その他の経常収益	357	
株式等売却	33	
その他の経常収益	324	
経常費用		18,920
資金調達費用	2,295	
預金利息	2,138	
コルマネ	0	
借入金	12	
社債	143	
その他の支払	0	
役務取引等費用	991	
支払為替手数料	131	
その他の役務費用	859	
その他の業務費用	2,369	
国債等債権売却	132	
国債等債権償還	259	
国債等債権償	1,977	
営業経常費用	7,432	
その他の経常費用	5,832	
貸出金償却	2,968	
株式等売却	12	
株式等償却	2,468	
現金の信託運用	24	
その他の経常費用	358	
経特別損失		3,934
特別損失		748
固定資産処分	4	
貸倒引当金戻入	261	
償却債権取立	233	
社債買入償還	249	
特別損失		78
固定資産処分	28	
減損	15	
固定資産臨時償却	34	
税金引当		3,264
法人税、住民税及び事業税	22	
法人税等調整額	△ 0	
法人税等合計		21
当期純損失		3,286

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等（株式については期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零とすることとしております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,636百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10又は4年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は4年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

なお、会計基準変更時差異（1,420百万円）については、10年による按分額を費用処理しております。

また、第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当事業年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理年数を5年から4年に変更しております。これにより、その他経常収益が45百万円増加し、経常損失及び税引前当期純損失が同額減少しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

貸出金及び預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。

また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これによる影響はありません。

追加情報

（その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更）

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）の公表を契機として、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は968百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は968百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 467百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,844百万円、延滞債権額は15,395百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は116百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,059百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,415百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,429百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、16,152百万円であります。
8. 貸出債権証券化（CLO-Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金の元本の期末残高の総額は、9,247百万円であります。なお、当行はCLOのメザン受益権及び劣後受益権を14,206百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額23,454百万円に係る貸倒引当金を計上しております。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 85百万円

担保資産に対応する債務

預金 600百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券25,648百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。

なお、その他の資産に、保証金敷金272百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、32,070百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が31,740百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,629百万円

12. 有形固定資産の減価償却累計額 14,795百万円

13. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,354百万円

14. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円であります。

15. 社債は、劣後特約付社債4,000百万円であります。

16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,375百万円であります。

17. 1株当たりの純資産額 93円21銭
18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
19. 関係会社に対する金銭債権総額 4,514百万円
20. 関係会社に対する金銭債務総額 934百万円
21. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。
当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、69百万円であります。
22. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 9.65%

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	71百万円
役務取引等に係る収益総額	32百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	20百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	40百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	54百万円
その他の取引高の総額	
代位弁済額	134百万円

2. 関連当事者との間の取引

（1）子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子法人等	株式会社 福島カード サービス	福島県 福島市	30	信用保証業 クレジット カード業	5.4 〔62.0〕 (注)1	3人	各種ロ ーン の 債 務 保 証	債務保証	22,699	—	—
								保証料 (注)2	16	未払費用	1
								債務保証履 行に伴う代 位弁済	134	—	—

(注) 1 「議決権等の所有割合」欄の〔 〕内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の議決権を行使することに同意しているもの」による所有割合であります。

2 保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては当行より支払っており、当事業年度における債務者の支払額は30百万円、当行の支払額は16百万円となっております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円) (注)2
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員 の 近親者	佐藤 勝信 (注)1	—	—	農業	—	—	—	融資取引	—	貸出金	14
								利息の 受取(注)3	0	前受収益	0

(注) 1 当行の前監査役佐藤理幸(平成20年6月20日退任)の近親者であります。

2 期末残高は、退任時(平成20年6月20日現在)のものであります。

3 取引条件及び取引条件の決定方針等

融資取引については、一般取引条件と同様に決定しております。

3. 減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、営業店舗の統廃合及び地価の下落等により減損損失を認識すべきと判定された以下の資産グループ9ヶ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
福島県内	事業用資産 1ヶ所	建物	13
福島県内	遊休資産 8ヶ所	その他の有形固定資産	2

なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

4. 1株当たり当期純損失金額 14円29銭

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	136	0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成21年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
地方債	999	1,000	1	1	—
社債	998	968	△30	—	30
その他	8,574	7,892	△681	11	692
外国証券	8,574	7,892	△681	11	692
合計	10,572	9,861	△710	12	722

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの (平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	7,076	5,637	△1,438	95	1,534
債券	64,365	64,415	50	209	159
国債	47,525	47,536	10	158	147
地方債	3,551	3,569	18	19	0
社債	13,289	13,310	21	31	10
その他	15,489	13,345	△2,144	188	2,332
外国証券	7,901	7,736	△165	188	353
投資信託	7,136	5,171	△1,965	—	1,965
その他	451	437	△13	—	13
合計	86,931	83,398	△3,532	493	4,026

(注) 1. 貸借対照表計上額は、株式については当事業年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。

当事業年度における減損処理額は、4,445百万円 (うち、株式2,468百万

円、債券1,155百万円、その他822百万円)であります。

なお、減損処理にあたっては、当事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)の公表を契機として、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は968百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は968百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	23,513	227	145

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債	1,420
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	450
関連法人等株式	17
その他有価証券	
非上場株式	427
投資事業組合出資金	113

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	21,427	23,519	8,456	14,430
国債	15,025	13,063	6,015	13,431
地方債	3,094	1,246	228	—
社債	3,307	9,210	2,212	998
その他	—	7,870	1,981	6,458
外国証券	—	7,870	1,981	6,458
合計	21,427	31,389	10,438	20,888

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託（平成21年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,738	△2

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	10,211 百万円
退職給付引当金損金算入超過額	877 百万円
減価償却費損金算入限度超過額	249 百万円
有価証券評価損	2,441 百万円
繰越欠損金	2,640 百万円
その他	324 百万円
繰延税金資産小計	16,743 百万円
評価性引当額	△10,902 百万円
繰延税金資産合計	5,841 百万円
繰延税金負債合計	— 百万円
繰延税金資産の純額	5,841 百万円

連結貸借対照表(平成21年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	33,120	預 金	572,093
コールローン及び買入手形	5,000	借 用 金	1,053
商 品 有 価 証 券	136	社 債	4,000
金 銭 の 信 託	1,738	そ の 他 負 債	6,537
有 価 証 券	96,131	退 職 給 付 引 当 金	2,201
貸 出 金	446,865	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	158
外 国 為 替	40	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	44
リース債権及びリース投資資産	3,873	利 息 返 還 損 失 引 当 金	2
そ の 他 資 産	10,556	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,098
有 形 固 定 資 産	13,548	負 の の れ ん	1,256
建 物	5,747	支 払 承 諾	1,134
土 地	6,974	負 債 の 部 合 計	589,580
建 設 仮 勘 定	306	(純 資 産 の 部)	
その他の有形固定資産	519	資 本 金	18,127
無 形 固 定 資 産	645	資 本 剰 余 金	5,688
ソ フ ト ウ ェ ア	538	利 益 剰 余 金	388
その他の無形固定資産	106	自 己 株 式	△ 13
繰 延 税 金 資 産	6,063	株 主 資 本 合 計	24,191
支 払 承 諾 見 返	1,134	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 3,540
貸 倒 引 当 金	△ 7,836	土 地 再 評 価 差 額 金	616
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 2,923
		少 数 株 主 持 分	169
		純 資 産 の 部 合 計	21,437
資 産 の 部 合 計	611,017	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	611,017

連結損益計算書 (平成 20 年 4 月 1 日から
平成 21 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		17,606
資金運用収益	12,519	
貸出金利息	11,069	
有価証券利息配当金	1,300	
コールローン利息及び買入手形利息	142	
預け金利息	7	
その他の受入利息	0	
役員取引等収益	1,851	
その他の業務収益	208	
その他の経常収益	3,026	
経常費用		21,403
資金調達費用	2,308	
預金利息	2,138	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借入金利息	22	
社債利息	143	
その他の支払利息	4	
役員取引等費用	951	
その他の業務費用	2,394	
営業経費用	7,755	
その他の経常費用	7,992	
貸倒引当金繰入額	162	
その他の経常費用	7,830	
経常損失		3,796
特別利益		494
固定資産処分益	4	
償却債権取立益	241	
社債買入償還益	249	
特別損失		78
固定資産処分損失	28	
減損損失	15	
固定資産臨時償却費	34	
税金等調整前当期純損失		3,380
法人税、住民税及び事業税	22	
法人税等調整額	48	
法人税等合計		70
少数株主損失		166
当期純損失		3,285

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 2社
会社名

株式会社 ふくぎんリース

株式会社 福島カードサービス

なお、当連結会計年度において、連結される子法人等である福銀ユーシーカード株式会社と福島保証サービス株式会社は、福銀ユーシーカード株式会社を存続会社として合併し、新会社は、福銀ユーシーカード株式会社から株式会社福島カードサービスへ名称を変更しております。

また、当連結会計年度において、連結される子法人等でありました株式会社ふくぎんリースの株式を追加取得し、連結される子会社としております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

- ② 持分法適用の関連法人等 1社
会社名

株式会社 東北バンキングシステムズ

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

- ④ 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 2社

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) 負ののれんの償却に関する事項

負ののれんの償却については、10年間の定額法により償却を行うこととしております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等（株式については連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	3年～15年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、

担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,636百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は4年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は4年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（1,420百万円）については、10年による按分額を費用処理しております。

また、第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当連結会計年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理年数を5年から4年に変更しております。これにより、その他経常収益が45百万円増加し、経常損失及び税金等調整前当期純損失が同額減少しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、当連結会計年度末において必要と認められる額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価で計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものとして、リース債権及びリース投資資産に計上する方法によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

貸出金及び預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

(13) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっておりますが、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理に変更しております。

(借主側)

これによる影響は軽微であります。

(貸主側)

これにより、従来の方法に比べ、「リース債権及びリース投資資産」が3,794百万円計上され、「有形固定資産」が3,553百万円、「無形固定資産」が241百万円それぞれ減少しておりますが、損益に与える影響は軽微であります。

追加情報

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)の公表を契機として、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は968百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は968百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップシヨンのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップシヨンのボラティリティが主な価格決定変数であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 58百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,862百万円、延滞債権額は15,502百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は116百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,059百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,541百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,429百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、16,152百万円であります。

8. 貸出債権証券化（CLO-Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は、9,247百万円であります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,206百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額23,454百万円に係る貸倒引当金を計上しております。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 85百万円

担保資産に対応する債務

預金 600百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券25,648百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。

なお、その他資産に保証金敷金272百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,351百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が33,022百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める路線価及び第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,629 百万円

12. 有形固定資産の減価償却累計額 14,866 百万円

13. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,354 百万円

14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 500 百万円が含まれております。

15. 社債は、劣後特約付社債 4,000 百万円であります。

16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 1,375 百万円であります。

17. 1 株当たりの純資産額 92 円 52 銭

18. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

19. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△2,081百万円
年金資産（時価）	—
未積立退職給付債務	△2,081
会計基準変更時差異の未処理額	142
未認識数理計算上の差異	△63
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△197
連結貸借対照表計上額の純額	△2,201
前払年金費用	—
退職給付引当金	△2,201

20. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）9.59%

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 2,979 百万円及び株式等償却 2,476 百万円を含んでおります。

2. 減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独

の資産グループとしております。その結果、営業店舗の統廃合及び地価の下落等により減損損失を認識すべきと判定された以下の資産グループ9カ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
福島県内	事業用資産 1ヶ所	建物	13
福島県内	遊休資産 8ヶ所	その他の有形固定資産	2

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」

（国土交通省平成14年7月3日改正）に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

3. 1株当たり当期純損失金額 14円29銭

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	136	0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
地方債	999	1,000	1	1	—
社債	998	968	△30	—	30
その他	8,574	7,892	△681	11	692
外国証券	8,574	7,892	△681	11	692
合計	10,572	9,861	△710	12	722

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	7,114	5,673	△1,440	95	1,535
債券	64,365	64,415	50	209	159
国債	47,525	47,536	10	158	147
地方債	3,551	3,569	18	19	0
社債	13,289	13,310	21	31	10
その他	15,614	13,447	△2,167	188	2,355
外国証券	7,901	7,736	△165	188	353
投資信託	7,261	5,273	△1,988	—	1,988
その他	451	437	△13	—	13
合計	87,094	83,537	△3,557	493	4,050

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、4,479百万円（うち、株式2,476百万円、債券1,155百万円、その他847百万円）であります。

なお、減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（追加情報）

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）の公表を契機として、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は968百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は968百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップシヨンのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップシヨンのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	23,513	227	145

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

	金額(百万円)
満期保有目的の債券 非上場社債	1,420
その他有価証券 非上場株式	430
投資事業組合出資金	113

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以 内(百万円)	5年超10年以 内(百万円)	10年超 (百万円)
債券	21,427	23,519	8,456	14,430
国債	15,025	13,063	6,015	13,431
地方債	3,094	1,246	228	—
社債	3,307	9,210	2,212	998
その他	—	7,870	1,981	6,458
外国証券	—	7,870	1,981	6,458
合計	21,427	31,389	10,438	20,888

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,738	△2